

平成 27 年 12 月 22 日

各 位

日本生命保険相互会社

## 三井生命保険株式会社株券等に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

日本生命保険相互会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 27 年 11 月 4 日開催の取締役会において、三井生命保険株式会社（以下「対象者」といいます。）の株券等を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、同年 11 月 9 日より本公開買付けを実施しておりましたが、下記のとおり、本公開買付けが同年 12 月 21 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の概要

##### (1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 日本生命保険相互会社  
所在地 大阪市中央区今橋三丁目 5 番 12 号

##### (2) 対象者の名称

三井生命保険株式会社

##### (3) 買付け等に係る株券等の種類

- (a) 普通株式
- (b) A 種株式（注 1）
- (c) B 種株式（注 2）

(注 1) A 種株式には、株主総会における議決権はありません。但し、A 種株式には、平成 16 年 7 月 1 日以降、いつでも、対象者に対し、A 種株式の取得と引換えに対象者の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）を交付することを請求できる取得請求権（以下「A 種株式取得請求権」といいます。）が付されております。A 種株式取得請求権を行使した場合に交付される対象者普通株式数は、A 種株式取得請求権を行使した A 種株式の数に A 種株式調整比率を乗じた数の普通株式となりますが、対象者によれば、本日現在 A 種株式調整比率は 200 とのことです。

(注 2) B 種株式には、株主総会における議決権はありません。但し、B 種株式には、払込期日の翌日以降、いつでも、対象者に対し、B 種株式の取得と引換えに対象者普通株式を交付することを請求できる取得請求権（以下「B 種株式取得請求権」といいます。）が付されております。B 種株式取得請求権を行使した場合に交付される対象者普通株式は、B 種株式取得請求権を行使した B 種株式の数に B 種株式当初払込金額（現在発行されている B 種株式についてはいずれも

100,000円)を乗じた額をB種株式調整価額で除して算出される数の普通株式となりますが、対象者によれば、本日現在B種株式調整価額は440円とのことです。

#### (4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
597,273,868 (株)	439,785,136 (株)	—

(注1) 本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(439,785,136株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。なお、A種株式及びB種株式については、それぞれ対象者に対して当該株式の取得と引換えに対象者普通株式を交付すること(以下「転換」といいます。)を請求できる取得請求権が付されているため、応募株券等の総数が買付予定数の下限を達成したかを判断するにあたっては、本公開買付けに応募されたA種株式及びB種株式がそれぞれ対象者普通株式に転換されたとみなして応募株券等の総数を計算します。具体的には、A種株式1株を普通株式200株とみなし、また、B種株式については応募されたB種株式の数に100,000円を乗じた額を440円で除し、1株未満の端数を切り捨てて算出される数の普通株式数とみなして応募株券等の総数を計算します。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数(597,273,868株)を記載しております。当該最大数は、対象者が平成27年6月26日に提出した第68期有価証券報告書に記載された平成27年3月31日現在の発行済の①対象者普通株式数(295,807,200株)から対象者が所有する普通株式数(17,272,768株)を控除した株式数(278,534,432株)に、②(i)A種株式数(1,084,000株)から対象者が所有するA種株式数(172,121株)を控除した株式数(911,879株)及び(ii)B種株式数(600,000株)が、全て普通株式に転換された場合の当該普通株式の総数(318,739,436株)を加えた株式数(597,273,868株)に相当します。

#### (5) 買付け等の期間

##### ① 届出当初の買付け等の期間

平成27年11月9日(月曜日)から平成27年12月21日(月曜日)まで(30営業日)

##### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

#### (6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金560円

A種株式1株につき、金112,000円

B種株式1株につき、金127,273円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(439,785,136株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(575,432,699株)が買付予定数の下限(439,785,136株)以上となり

ましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 27 年 12 月 22 日に、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	普通株式 256,693,263 (株) A種株式 182,375,800 (株) B種株式 136,363,636 (株)	普通株式 256,693,263 (株) A種株式 182,375,800 (株) B種株式 136,363,636 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—
合計	575,432,699	575,432,699
(潜在株券等の数の合計)	—	(318,739,436)

(注) A種株式及びB種株式については、それぞれ対象者に対して当該株式の取得と引換えに対象者普通株式を交付することを請求するA種株式取得請求権及びB種株式取得請求権が付されているため、「株式に換算した応募数」及び「株式に換算した買付数」は、本公開買付けに応募されたA種株式(911,879株)及びB種株式数(600,000株)が、対象者普通株式に転換された場合の当該普通株式数をそれぞれ記載しております。

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合) —%
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	4,096,108 個	(買付け等前における株券等所有割合) 68.58%
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	5,754,326 個	(買付け等後における株券等所有割合) 96.34%
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合) —%
対象者の総株主等の議決権の数	2,785,339 個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成27年12月9日に提出した第69期半期報告書（以下「対象者第69期半期報告書」といいます。）に記載された平成27年9月30日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいてはA種株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）、B種株式及び対象者普通株式の単元未満株式についても買付け等の対象

としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第69期半期報告書に記載された平成27年9月30日現在の発行済の①対象者普通株式数（295,807,200株）から対象者が保有する普通株式数（17,272,768株）を控除した株式数（278,534,432株）に、（i）A種株式数（1,084,000株）から対象者が所有するA種株式数（172,121株）を控除した株式数（911,879株）及び（ii）B種株式数（600,000株）が、全て普通株式に転換された場合の当該普通株式の総数（318,739,436株）を加えた株式数（597,273,868株）に係る議決権の数である5,972,738個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

（注2）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（5）あん分比例方式による買付け等を行う場合の計算  
該当事項はありません。

（6）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
（公開買付代理人）  
SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日  
平成27年12月29日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更はございません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

日本生命保険相互会社本店 大阪市中央区今橋三丁目5番12号  
日本生命保険相互会社東京本部 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

以 上

H27-1547G. 総合企画部